

令和6年度北名古屋市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金について
(一体的導入説明書)

○一体的導入について

住宅用太陽光発電施設と家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）又は電気自動車等充電設備（V2H）の同時設置であること

※一体的導入と他設備の重複申請はできません。

○住宅用太陽光発電施設について

低圧配電線と逆潮流有りで電気事業者と連系された太陽光発電施設で、最大出力値（当該発電施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計）が10kW未満で未使用のもの

○HEMS及び蓄電池又はV2Hについて

愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金として指定された未使用のものであり、かつ、住宅用太陽光発電施設に接続された設備

※設置後の申請や設置済の分譲住宅は対象となりませんのでご注意ください。

○補助対象者

自ら居住する住宅（店舗等併用住宅を含む。）又は自ら居住する住宅を新築で建てようとする方で一体的導入を行う方（売電契約者、購入者であること）

また、市税の滞納がない方

○補助金額

上限90,000円

内訳 太陽光発電施設（上限5万円）+HEMS（上限1万円）+蓄電池（上限3万円）

又は

内訳太陽光発電施設（上限5万円）+HEMS（上限1万円）+V2H（上限3万円）

○太陽光発電施設の計算方法

発電施設を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkW、小数点以下第3位を切り捨て、最大出力値が4kWを超える場合は4kWとして計算する。）に12,500円を乗じた額（100円未満を切り捨てる。）

○HEMS及び蓄電池又はV2Hについて

補助対象経費が補助金額を下回る場合、補助対象経費の100円未満を切り捨てた額とし、HEMSについては上限1万円、蓄電池又はV2Hについては上限3万円とする。

○手続の方法

1 申請方法

設置工事着工予定日の15日前までに補助金交付申請書に必要な書類を添付のうえ、環境課に提出してください。

ただし、郵送、ファックス、電子メールによる申請は不可とします。

- (1) 補助金交付申請書（一体的導入用）（様式第1その1又はその2）
- (2) 経費内訳書（様式第2その1又はその2）
- (3) 工事請負契約書の写し（収入印紙の添付があるもの）

対象設備一体型住宅を新築する場合は、対象設備が明記されている部分を含めた工事全体の内訳が分かる箇所の写しについても併せて提出してください。

- (4) 設備を設置しようとする住宅の案内図
- (5) 設備を設置する工事着工前の設置場所の現況写真（概ね1か月以内に撮影された写真）

- ・住宅の全景
- ・太陽光及びHEMS、蓄電池又はV2H設置予定の箇所

※新築の申請で、未着工もしくは工事の途中等の理由により、設備設置予定の箇所が撮影できない場合は、建築予定地の全景写真もしくは工事途中の住宅の全景写真のみ提出してください。

- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類（3か月以内に交付されたものに限る。ただし、申請者が納付状況について調査することを承諾した場合は不要です。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

設置しようとするHEMS及び蓄電池又はV2Hが愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象として指定されていることが確認できる書類等

<交付申請書等を審査し、交付決定通知書または不交付決定通知書により通知します。>

2 計画変更等

交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や一体的導入を中止する場合は、速やかに計画変更（中止）承認申請書（様式第5）を市役所環境課まで提出してください。

ただし、既に決定した補助金を増額することはできません。

※申請内容によっては添付書類が必要な場合がありますので、市役所環境課までご相談ください。

○設置後の手続

1 実績報告

完了日から30日以内までに次の書類を市役所環境課まで提出してください。

※通常、完了日は、電気事業者との系統連系開始日、HEMS及び蓄電池又はV2Hの保証開始日、又は支払い完了日（領収書の日付）のどれか遅い日になります（設置工事が完了した日ではありませんのでご注意ください。）。

- (1) 実績報告書（一体的導入用）（様式第7その1又はその2）
- (2) 対象設備の設置工事費に係る領収書の写し

- (3) 領収金額内訳書（様式第8その1又はその2）
- (4) 電力需給契約を証する書類の写し
- (5) HEMS及び蓄電池又はV2Hの製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し
- (6) 対象設備設置後の現況を示す写真
 - ア 太陽光発電施設について
パネル全体写真、太陽電池モジュール（枚数の確認ができるもの、撮影できない場合は、設置した図面）、接続箱、電力量計等、付属機器の設置状態が確認できるもの
 - イ HEMSについて
設置状況及びモニターが起動していることが確認できるもの
 - ウ 蓄電池又はV2Hについて
設置状況及び設備本体、並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの
- (7) 住民票の写し（交付決定を受けた方のもの）
コピー不可。3か月以内のものに限る。ただし、住民票の閲覧についての承諾がある場合は不要です。
- (8) その他市長が必要と認める書類
 - ア 竣工検査記録書（検査項目・実施機関名・実施責任者名が明記されていること。）
 - イ 製造番号出力対照表（メーカーが作成したもの、または、製造番号台紙等にバーコードシールを貼りつけたものの写し）
 - ウ 蓄電池が住宅用太陽光発電施設に接続されたことが確認できるもの
※実績報告書等が定められた期限内に提出されなかった場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、同一年度内において再び申請を受け付けることはできません。
※新築などで転居や転入を伴う場合には、必ず住民票を移してから実績報告書等を提出してください。

<実績報告書等の内容の審査後、交付確定通知書（様式第9）により通知します。>

2 補助金の請求

補助金請求書（様式第10）及び振込先がわかるものの写し（通帳等）を提出してください。
※日付欄は空欄にしてください。

○その他

提出する全ての書類で、消せるボールペンは使用しないでください。

（問合せ・書類提出先）

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市防災環境部環境課（市役所西庁舎2階）
電話 0568-22-1111
E-mail kankyo@city.kitanagoya.lg.jp